

答 申 情 第 8 6 号

平成30年5月30日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

平成29年8月30日付け環循美第78号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

不法投棄監視カメラ申請書等の公文書公開決定事案（諮問情第141号）

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年4月6日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例第6条第1項の規定により、「不法投棄監視カメラ等貸与に関する件」について次のとおり公開を請求した。

本当に実際に市＝当局＝から貸与され設置されている同カメラの全機数と共に、実際にその設置をされている所在地を、具体的に、その場所が分る様に〇区〇町〇地等とし、そして、その直近のラウンドマーク＝目標物等と、当方が請求する時、その地図迄添を要求したのと同様、当方等、市内全域に関しては全く認知しておりませんので、可能な限り識別出来るように開示方お願いいたします。(以下「本件請求」という。)

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書として、「不法投棄監視カメラ等貸与申請について」のうち、(様式1)京都市不法投棄監視カメラ等貸与申請書及び設置地図(以下「本件公文書」という。)を特定し、公文書公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、平成29年5月2日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成29年7月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「当方の公文書公開請求書(H29年4月6日受付印)に対して、その公文書公開決定通知書(京都指令環循美第25号)の内容(様式1)に関する書類の無効(失効)性に関する件」というものである。

4 諮問庁の主張

公文書公開決定通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

当庁が所管する不法投棄監視カメラ等貸与制度とは、常習的な不法投棄に悩み、その対策に努める地域団体からの申請を受けて、不法投棄監視カメラ等を貸与する制度である。貸与申請の際、貸与を受けようとする地域団体は、京都市不法投棄監視カメラ等貸与に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、次の各様式を提出し申請を行うこととしている。

- ・（様式1）京都市不法投棄監視カメラ等貸与申請書（以下「申請書」という。）
- ・（様式2）誓約書
- ・（様式3）所有者又は占有者の了解書
- ・（様式4）物品使用貸借契約書（以下「契約書」という。）
- ・設置希望場所の地図（以下「地図」という。）

審査請求人は、本件請求時点で当庁が貸与している不法投棄監視カメラ等の全機数及び設置場所が分かる文書を求めていることから、当庁は、上記の様式1から様式4までのうち、申請書及び地図を全件数分公開した。

(2) 本件処分について

審査請求人は、本件公文書について、「貸与期間（限）を既に超過＝超えている＝しているもの（様式－1）で、因って最早無効（失効）となっている書類（様式－1）である。」などと主張しているが、当庁は、審査請求人が公文書公開請求書において求めている、不法投棄監視カメラ等の全機数とそれらの所在地が分かる文書を公開しており、また、本件公文書には、本件請求時点で不法投棄監視カメラ等の貸与期間を超過しているものは存在していない。

そもそも本件公文書には、貸与期間などは記載されておらず、貸与期間が超過している旨の審査請求人の主張は誤りである。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 要点は、今回公開決定として公開された書類（様式1）は全て（3件ですか＝3基＝）京都市不法投棄監視カメラ等貸与申請書（様式1）の3件（3基ですか）の同貸与カメラに関しての書類（様式1）としては「同――監視カメラ等要綱」の第4条－3。その貸与期間（限）を既に超過＝超えている＝しているもの（様式－1）で、因って最早無効（失効）となっている書類（様式－1）である。

(2) 今尚、同貸与カメラが継続して貸与設置されている状況は、同——貸与要綱に違反(前記第4条-3の貸与期間)する同担当部局(行政=京都市=)の不正行為に該当するものと思われる。

(3) 本、書類のいずれにも、これ又いつ(日付)正規の書類(瑕疵のない)として受け取ったのか?という“收受印”が押されていない。従って、本当に担当部局が当人から正規の手続きを経て受け取ったものか否かも疑念をもてば、もてる。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、京都市から不法投棄監視カメラ等の貸与を受けようとする地域団体が、要綱第4条に基づき提出することとされている申請書及び地図であって、本件請求時点において京都市内に設置されている全ての不法投棄監視カメラ等に係るものである。

申請書には、不法投棄監視カメラ等の設置場所の住所が記載されており、地図には、当該場所が明示されている。したがって、全ての申請書及び地図を確認することで、カメラの設置機数及び設置場所を詳細に確認することができる。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、本件処分に関して、以下のとおり主張している。

要点は、今回公開決定として公開された書類(様式1)は全て(3件ですか=3基=)京都市不法投棄監視カメラ等貸与申請書(様式1)の3件(3基ですか)の同貸与カメラに関しての書類(様式1)としては「同——監視カメラ等要綱」の第4条-3。のその貸与期間(限)を既に超過=超えている=しているもの(様式-1)で、因って最早無効(失効)となっている書類(様式-1)である。

イ 上記の審査請求人の主張は要するに、本件公文書に係る不法投棄監視カメラ等は、本件請求の時点で、要綱第4条第3項に規定されている貸与期間を既に超えており、設置されているはずがないため、本件公文書は、本件請求の内容に合致した公文書ではないとの趣旨であると見受けられる。したがって、当審査会では、本件公文書が、本件請求に合致した公文書であるか否かについて検討する。

ウ 要綱第4条第3項を確認すると、不法投棄監視カメラ等の貸与期間について、以下のとおり定められている。

貸与期間は、6箇月以内とする。ただし、貸与後4箇月を経過した時点でも、なお不法投棄が続いており、市長が継続して監視が必要と認めるときは、当初の期間に加えて、最大6箇月間延長することができる。

エ 当審査会が諮問庁に貸与期間の始期について確認したところ、貸与期間は「契約日から」とのことであり、このことは、本件の不法投棄監視カメラ等を貸与した二つの地域団体に対して交付している京都市不法投棄監視カメラ等貸与認定通知書（要綱第4条第2項に規定する様式第5号）においても確認することができた。

オ 当審査会が契約書で契約日を確認したところ、それぞれ平成28年6月13日及び同年7月27日となっていたが、事務局をして諮問庁に確認させたところ、本件の不法投棄監視カメラ等については、要綱の規定に基づき貸与期間が6箇月間延長されているとのことであるため、契約期間はそれぞれ平成29年6月12日まで、平成29年7月26日までとなる。

一方、本件請求の日は、平成29年4月6日であるため、本件の不法投棄監視カメラ等の貸与期間内にされた公文書公開請求であることは明らかであり、審査請求人の主張は認められない。

カ したがって、諮問庁が本件処分において行った公文書の特定は相当であると認められる。

キ なお、審査請求人は、本件審査請求において、上記6(2)ア及びイ以外にも、様々な主張を行っているが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、これらの主張は、いずれも本件処分とは直接関係ないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 8月30日 諮問

10月26日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 4月25日 審議（平成30年度第1回会議）

5月30日 審議（平成30年度第2回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望が

なかったので、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）